平成２４年（フ）第８９号
富山県滑川市下野200番地２
債務者　中山　絵美
1　決定年月日時　平成24年４月23日午後３時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月27日まで
富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第９１号
富山市下大久保1043番地５
債務者　村上　寿光
1　決定年月日時　平成24年４月23日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月27日まで
富山地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４４号
広島県福山市西深津町２丁目４番37―502号、旧住所広島県福山市南蔵王町６丁目18番32―1203号　アルファステイツ南蔵王
債務者　浜崎　知香（旧姓湯場）
1　決定年月日時　平成24年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月29日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第９０号
福島県田村郡小野町大字塩庭字平内157番地１号　千本桜リゾートゴルフクラブ111号室、住民票上の住所青森県むつ市大湊浜町11番９号　飛内アパート１号
債務者　米澤谷　崇
1　決定年月日時　平成24年４月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月２日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３１号
神奈川県逗子市桜山５丁目35番13号　エスコートパレス桜山302
債務者　有馬　　剛
1　決定年月日時　平成24年４月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月２日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２４年（フ）第５１６号
名古屋市中川区一色新町３丁目201番地　市営一色荘２棟409号
債務者　木野宮弘子
1　決定年月日時　平成24年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第６６８号
名古屋市緑区曽根２丁目173　第３吉野ハイツ302、住民票上の住所名古屋市緑区曽根１丁目76番地　ベルグリーン１―Ｂ号
債務者　林　　保利
1　決定年月日時　平成24年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２７４６号
名古屋市中川区牛立町５丁目82番地　仁栄荘103号
債務者　内山佐智子
1　決定年月日時　平成24年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３９６号
名古屋市港区稲永２丁目３番30号　錦荘Ｂ棟３号
債務者　鬼頭　理恵（旧姓姫野）
1　決定年月日時　平成24年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年７月６日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１２号
北海道虻田郡豊浦町字東雲町48番地９
債務者　井餘田浩司
1　決定年月日時　平成24年４月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２４年（フ）第１３号
北海道虻田郡豊浦町字東雲町48番地９
債務者　井餘田華子
1　決定年月日時　平成24年４月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２４年（フ）第５０号
北海道虻田郡洞爺湖町栄町３番地　小西アパート２階
債務者　大島　和美
1　決定年月日時　平成24年４月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成２４年（フ）第１０３号
茨城県ひたちなか市大字東石川3244番地の28
債務者　平　　治
1　決定年月日時　平成24年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第１０４号
茨城県ひたちなか市大字東石川3244番地の28
債務者　平　　典子
1　決定年月日時　平成24年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第１０５号
茨城県水戸市元吉田町2785番地の３
債務者　石塚　正子
1　決定年月日時　平成24年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第１２４号
茨城県ひたちなか市大字東石川3398番地１
西大島パークハイツＢ棟202号
債務者　赤津　泰江（旧姓武藤）
1　決定年月日時　平成24年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第１２９号
茨城県東茨城郡大洗町大貫町892番地
債務者　高橋　寛子
1　決定年月日時　平成24年４月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年６月19日まで
水戸地方裁判所